

# 農委だより

第28号

2015

7



6月は、10日支所管内、12日一関地域を現地確認調査しました

## 農地の有効活用と適正転用を 農業委員会の現地確認調査

農業委員会では、売買や貸借、転用などの農地法申請に伴い、毎月、現地確認調査を行っています。

この調査は、売買や貸借のように権利移動が生じる申請や農地に住宅を建てたいなど農地以外に利用するための転用の申請について、申請理由が適正かどうか、目的が実現可能なものか、また周辺農地の営農を分断するなどの悪影響はないかなどを農地法に照らし合わせながら確認するものです。

### 重要な現地確認調査

地域ごとに農業委員が事務局職員や支所担当職員とともに、担当地域内の申請農地とその周辺農地を目視によって確認し、その結果は、毎月25日前後に開催される農業委員会の総会において担当農業委員から報告され、審議される議案の可否等を決定する上で重要な参考となります。

又、この現地確認調査では、年1回、秋頃に実施される農地パトロールの事前調査としての荒廃農地の把握や、既に

転用申請が完了した現地の事後状況の確認も併せて行っています。

### 農地を守る農業委員会

農業委員会の仕事は、農業委員会法に規定され、大きく3つに区分されます。一つ目は法令業務、二つ目は任意業務、三つ目は意見の公表・建議および諮問に対する答申の業務です。



農業者年金や農地にかかる税制に関することも農業委員会の大事な仕事ですが、農地の権利移動についての許認可や農地転用は、農地行政の中心となっており、毎月実施している現地確認調査は、法令業務として農業委員会活動の基礎であり、柱とも言える仕事です。

今後も、それぞれの地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保と更なる有効利用をすすめる、地域農業振興のためその取り組みを強化していきたいと考えています。

大原下内野 地域ぐるみで  
鳥獣被害対策



電気牧柵を設置する下内野集落の皆さん

野生鳥獣は、生きるためにエサを求め人里に出没しますが、一旦鳥獣被害が発生すると農作物にとどまらず直接人への危害へ及びます。

市鳥獣被害防止対策協議会では、①近づけさせない、②エサ場をなくそう、③囲いで守る、④捕獲するの4点を対策のポイントとしています。

大東町大原の下内野地内には、電気牧柵があり、5,927メートルと広範囲にわたり、ニホンジカなどの侵入防止を集落全体で取り組んでいます。同集落では、平成20年代に入りニホンジ

カが目撃が増え、年々被害が拡大してきましたが、電気牧柵の設置後は、被害が発生していません。良好な状態で電気牧柵が機能するよう草刈の実施、また「電牧ニュース」の発行や電牧巡視指導員の配置など集落が一丸となって取り組んでいます。

しかし、電気牧柵は緊急的な対策です。頭数削減・管理等の対策が課題となりますが、被害の背景には、高齢化に狩猟者の減少が加わり、農業後継者不足による遊休農地が発生、さらなる被害を招くという悪循環があります。

農業委員会では、委員会活動の大きな課題として鳥獣被害の温床である遊休農地の解消を掲げています。近年、農地の大集積化が加速されていますが、農地の有効利用のための集積化と同時に、野生鳥獣が棲みにくい農地へ変えることを併せて取り組まなければならないと考えています。

一関遊水地内  
「メダカ池」から学ぶもの

北上川流域の豊かな穀倉地帯一関遊水地は、伊達藩時代から照井堰によって広大な水田が潤われてきました。

平成26年6月10日、中里地内の「ビオトープ施設・メダカ池」において、JA女性部中里支部員、照井土地改良区およびJA職員ら約20名が環境保全活動を実施しました。

この施設は、圃場区画整備によって田んぼが、広くなり農作業は効率的になる一方、生態系が乏しくなり、昔は、たくさんいたメダカ等の生き物が、姿を消すのではと懸念され、希少動植物の保護目的で整備されたものです。



照井土地改良区の管理の下、同女性部が環境保全活動を始めて15年になります。

約2時間の草刈作業でメダカ池周辺や周囲の通路がはつきりと姿を現しました。「洪水の年もメダカは、池からいなくならずに泳いでいた。」と同女性部会長の小野寺光子さんは、居心地のいい場所である池を誇らしげに話し、「夏には、飛び交うホタルを観に訪れる人も多く、施設周辺が一関の新たな名所に、デートスポットになれば」と同部会員の皆さんも期待しています。

照井堰から注がれる清らかな水は、変わらず広大な水田へ、「メダカ池」へと循環しています。農業は、生産のみならず地域再生の活動です。高齢化による耕作放棄地の増加など地域が衰えている中、農地を守り、地域を再生するヒントが見えたような気がしました。

投稿 農業委員 齋藤憲子

## 農地を「貸したい方」 「借りたい方」へ

公益社団法人岩手県農業公社（農地中間管理機構）では、地域農業（または経営再開）マスタープランの実現に向けて、担い手への一層の農地集積・集約を進めています。

公社を通じた農地の貸し借りには、農地所有者、担い手の両者に次のようなメリットがあります。

農地所有者にとっては、「信頼できる農地の中間的受け皿」である機構が間に入ること、長期間、安心して農地を貸し付けることができるほか、農業経営規模の縮小やリタイアを考えている方は、一定の条件を満たした場合には経営転換協力金等の交付を受けられます。

また、担い手にとっては、複数の農地所有者から機構が借り入れた農地をまとまった形で借り受けることができるので、作

業の効率化や生産性の向上を図ることができるほか、農地を借り受ける手続きや賃料の支払いを公社に一本化できます。



なお、公社では、昨年度に引き続き、公社から農地を借り受けた方（公社からの転貸を希望する）方を、年間を通じて広く募集しています。

お問い合わせは市農政担当課、農業委員会または、公社ホームページ（<http://www.i-agri.or.jp>）をご覧ください。

## 農地現状変更には 届出が必要です

農地を保全し、良好な状態で管理するため、平成24年10月1日から農地現状変更届出指導要綱が施行されており、農地の現状を変更したいときは、必要書類を添付し、「農地現状変更届出

書」を農業委員会に、提出する必要があります。

### ◆現状変更とは…

田畑を耕作しやすいようにするため、農地に盛土・切土をするなど農地の現状を変更することです。

※次の工事は適用しません。

- ・土地改良法による土地改良事業
- ・災害による復旧工事など緊急を要する場合
- ・客土及び暗渠排水工事

### ◆添付が必要な書類とは…

- ・公図及び位置図
- ・誓約書（様式あり）
- ・農業用施設設置の場合は、計画図（平面図、配置図）
- ・工事着手前の現況写真
- ・会長が特に必要と認める書類

### ◆審査のうえ受理したときは…

「農地現状変更届出済標」を交付しますので、現地に表示してください。



## 農地法等の 申請処理日程について

●申請受付・・・毎月5日まで  
農業委員会事務局、各支所産業経済課の窓口で受付します。

●対象となる申請・・・農地法第3条、4条、5条申請、農用地利用集積計画、農地法適用外証明、買受適格者証明、相続税納税猶予適格者証明等です。

●申請後の許可・決定・・・申請受理後の処理は、毎月25日頃開催される農業委員会総会で審議、決議され、農地法第3条許可、農地法適用外証明、買受適格者証明（3条）、および納税猶予証明は総会后、農業委員会会長名で許可等されます。農地法第4条・第5条および買受適格証明（転用）は、県の許可等となることから、申請月の翌月中旬に許可となります。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定は、総会で決定後、公告し効力が発生します。

### 農業者年金加入の おすすめ

農業者年金は、農業者が国民年金（基礎年金）に上乗せして受給できる公的な年金制度です。

#### ◇農業者年金の加入資格

60歳未満の国民年金第一号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方。

#### ◇少子高齢時代に強い年金

自分が納めた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。

#### ◇保険料は自分で選択できます

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、ライフプランに合わせて自由に選択でき、いつでも変更できます。

#### ◇終身年金で80歳までの保証付き

年金は、生涯受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金の現在価値相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。（死亡一時金は非課税）

#### ◇税制の優遇措置

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

#### ◇保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすることで特例付加年金として受給できます。

#### ◇お問い合わせ

農業委員会、各支所産業経済課またはJAいわて平泉へ

#### ◇加入申込手続き

JAいわて平泉 窓口へ



### 新任農業委員さん紹介



千條幸男氏67才  
一関市殿美町  
農地専門委員会

農業共済組合の合併に伴い、同組合推薦の農業委員として、新しく一関地域の千條幸男氏が6月1日付で就任されました。退任された委員さん

佐藤 暢 一 氏

農業委員（農業共済組合推薦）として、一関地域を担当され、4年間ご活躍いただき、当市の農業・農村の発展に寄与いただきました。その御労苦に感謝いたします。

## 編集後記

震災から4年が経ち、風評被害、放射能汚染、米価の安値と農業者はどれだけ痛手を被ったことか。食の安心・安全の信頼回復に時間だけが過ぎ、TPP、農政改革と定まらぬ国の政策は農業展望に影をさす。苛立つばかりである。食料の生産が国の根幹ならば農業の将来像を描く生産者が着実に安定経営を継続できる戦略を期待したい。

昨今、農業委員の職務が話題となる中で地域農業者の代表としての責任を痛感する日々。遊休農地や荒廃農地パトロール、耕作放棄地の活用と難題の解決に取り組み、担い手への農地集積に繋げて未来の農村環境を築ければと願うところです。挑戦あるのみ。皆さんよろしくお願いたします。

編集委員長 千葉綾雄

#### 農委だより編集委員

編集委員長 千葉 綾雄

副編集委員長 佐藤 繁

編集委員

佐々木 栄一、石川 誠司

伊藤 弘志、三浦 千子

齋藤 憲子、千葉 久壽郎

